

望まない受動喫煙をなくそう

あなたのやさしさのおかげ



たばこの煙に困っていても、困っていることを伝えられない方も多いようです。屋外であっても喫煙する際、また、灰皿を設置する際は周囲へのご配慮をお願いいたします。

敷地内屋外喫煙場所での喫煙



周囲の状況を確認しましょう。

公園での喫煙



区が管理する公園内は禁煙です。

あなたの周りにこんな場面はありませんか？

身近な受動喫煙について考えてみましょう。

歩きたばこ



区内全域で歩きたばこは禁止されています。

庭やベランダ等での喫煙



臭いや煙は拡散し、洗濯物に臭いがつくという被害もあります。

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例では、屋外や私有地での喫煙については規制の対象外ですが、「喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」と定められています。

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。

自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。

北区保健所 生活衛生課 生活衛生係
TEL. 03-3919-0431



受動喫煙のない社会を！